

中国における大規模自然災害への対応 —突発事件対応法と応急対策計画を中心に—

海外立法情報調査室 宮尾 恵美

【目次】

はじめに

I 緊急事態法制

- 1 憲法の緊急事態に関する規定
- 2 緊急事態法から突発事件対応法へ

II 突発事件対応法の概要

III 応急対策計画

- 1 突発事件応急対策計画の体系
- 2 国家自然災害救助応急対策計画

おわりに

翻訳：中華人民共和国突発事件対応法

はじめに

2003年に、原因不明の肺炎としてSARS（重症急性呼吸器症候群）がアジアを中心に大流行した。2002年11月に広東省仏山市で発生した症例が最初のもつとされるが、それ以降2003年7月に終息するまで、中国国内だけでなく世

界29の国・地域に拡大し、感染者数は8,098人、死亡者は774人に上った。こうした事態を引き起こした原因の1つとして、中国政府の初動の遅れが挙げられる⁽¹⁾。

中国ではこれを契機に突発事件（自然災害、事故災難、公衆衛生事件及び社会の安全に関する事件をいう）が発生した場合の危機管理の重要性が認識され⁽²⁾、一案三制（一案とは応急予案⁽³⁾（以下「応急対策計画」という。）、三制とは危機管理の体制、機制（メカニズム）及び法制をいう。）の整備を進めることが国の重要な課題となった⁽⁴⁾。国务院弁公庁には、2003年12月に応急対策計画業務グループが、2005年12月には危機管理弁公室⁽⁵⁾が設置されるなど中央の業務体制が整備され始めた。2004年3月の憲法改正の際には、緊急事態についての規定が憲法に設けられ、2005年から2006年1月の間には国家突発公共事件総合応急対策計画⁽⁶⁾を始めいくつかの応急対策計画の制定、公布が行われる等一案三制の整備が開始された。2006

(1) 加藤洋子「SARS事件から見た中国の危機管理に関する一考察」『21世紀社会デザイン研究』2008年7号、2008.7, pp.41-52. <http://www.rikkyo.ne.jp/web/z3000268/journalsd/no7/no7_thesis04.pdf>; 伍国春「中国における「危機管理」コンセプトの登場—「SARS」をめぐる「人民日報」記事をてがかりに—」『名古屋大学社会学論集』26号、2005, pp.117-134. 以下、インターネット情報は2012年1月10日現在である。

(2) 2003年7月28日に開催された全国SARS防止会議において、突発事件への対応メカニズムや危機管理能力が不十分であること、その問題の解決の必要性が指摘された。「突发公共事件应急管理」新华网。<http://news.xinhuanet.com/ziliao/2006-01/17/content_4062615.htm>

(3) 中华人民共和国国家质量监督检验检疫总局・中国国家标准委员会公布『自然灾害管理基本术语』（中华人民共和国国家标准 GB/T26376-2010）中国标准出版社，2011によれば、「災害応急予案（disaster contingency plan）」とは、「災害を予防し軽減するために予め策定される、組織・指揮、早期警報・予報、情報管理、応急対応の準備、応急対応、災害後の救助及び復興再建等における対応計画」とされている。日本の災害応急対策計画に相当すると考えられる。本稿では応急予案には応急対策計画の訳語を当てる。

(4) 前掲注(2)

(5) 「国务院办公厅关于设置国务院应急管理办公室（国务院总值班室）的通知」中央政府门户网站，2006.4.30 <http://www.gov.cn/zwggk/2006-04/30/content_271547.htm>

(6) 「国家突发公共事件总体应急预案」中国政府门户网站，2005.8.7. <http://www.gov.cn/yjgl/2005-08/07/content_21048.htm>

年6月には、応急対応の全面的な強化に関する国务院の意見⁽⁷⁾が公布され第11次5か年計画期(2006年～2010年)に実施すべき目標として、各地域、業界、団体等をカバーする応急対策計画の体系を構築すること、応急対応体制の構築、突発事件の防止措置、突発事件への対処能力の向上、関連法令の整備等を行うこと等具体的な24の項目が掲げられた。

その後の応急対策計画の策定の動きには目覚ましいものがあり、2006年末までに策定された応急対策計画の総数は135万件、2010年には、240万件となった⁽⁸⁾。上述の国家突発公共事件総合応急対策計画のほか、各種の突発事件の応急対策計画の策定が、各級人民政府⁽⁹⁾、関係部門、企業等によって進められてきた。自然災害に関しては、2006年1月に国家自然災害救助応急対策計画が公布されたほか、地震、洪水等個別の自然災害に対応した応急対策計画が国务院の各部門や地方各級人民政府等により策定されてきたが、2008年の南方の雪害⁽¹⁰⁾、四川大地震⁽¹¹⁾等の災害を受けて後述するような課題も指摘されている。

一方、法制の整備については、憲法の改正とともに緊急事態法の制定が第10期全人代立法計画(対象期間は2003年3月～2008年3月)に組み入れられていた。しかし、緊急事態法制定の準備は進められたものの、この法律は制定されず、突発事件への対処を定めた突発事件対応法が2007年8月30日に第10期全人代常務

委員会第29回会議で採択、同日の公布を経て同年11月1日に施行された。中国では、自然災害に関する法律は、地震、洪水等個別の災害に対する防御と対処を主とする個別の法律が定められているが、災害対策法、災害救助法⁽¹²⁾等の基本法は定められておらず、突発事件対応法は自然災害のみを対象とする法律ではないものの、自然災害を含む突発事件の対応を定めた基本法とされている。

本稿では、緊急事態に関する憲法の規定、突発事件対応法の制定の経緯及びその概要、国家自然災害救助応急対策計画を中心に応急対策計画について紹介し、併せて突発事件対応法を訳出する。

I 緊急事態法制

この章では、憲法の緊急事態に関する規定、それに基づき制定される予定であった緊急事態法が突発事件対応法へと変更された経緯等について紹介する。

1 憲法の緊急事態に関する規定

現行憲法は1982年12月に制定され、その後1988年4月、1993年3月、1999年3月及び2004年3月にそれぞれ一部改正を行っている。2004年の改正では、2003年のSARSの大流行を経て、「より広く重大な自然災害、人為的重大事故等の緊急事態に対処する統一的な法制度

(7) 「国务院关于加强应急管理工作的意见」新华网, 2006.7.6.

〈http://news.xinhuanet.com/newscenter/2006-07/06/content_4803048.htm〉

(8) 孟涛「中国非常法律的形成, 现状与未来」『中国社会科学』2011年2期, 2011.3, p.127.

(9) 各級人民政府とは、中央及び各級の地方人民政府をいい、地方各級人民政府とは省級以下の地方人民政府をいう。

(10) 2008年1月から2月にかけて、広東省、安徽省、湖南省等中国中南部の地方は50年に1度といわれる大雪、氷、低温に見舞われ、電力、交通、通信等広い範囲に影響が及んだ。

(11) 中国では汶川地震と呼ばれるが、本稿では日本で通常使われている四川大地震とする。四川大地震の概要については、鎌田文彦「中国四川大地震から3年—復興再建の経緯と課題—」『レファレンス』728号, 2011.9, pp.93-108. 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072805.pdf>〉を参照。

(12) 法律ではないが、2010年6月に国务院により自然災害救助条例が制定、同年9月1日に施行されている。

を整備する必要性が強く認識されるようになった」⁽¹³⁾結果、次のように緊急事態に関する規定が置かれた。

第 67 条（全国人民代表大会常務委員会の職権）—抄—

(20) 全国又は個別の省、自治区若しくは直轄市の緊急事態への突入を決定すること。

第 80 条（主席の国内職務）

中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決定又は全国人民代表大会常務委員会の決定に基づいて、法律を公布し、國務院の総理、副総理、國務委員、各部部长、各委员会主任、會計検査長及び秘書長を任免し、国家の勲章及び荣誉称号を授与し、特赦令を公布し、緊急事態への突入を宣言し、戦争状態を宣言し、並びに動員令を公布する。

第 89 条（國務院の職権）—抄—

(16) 法律の規定に基づき、省、自治区及び直轄市の範囲内の一部地区の緊急事態への突入を決定すること。

2004年の改正前の憲法が規定する国家の緊急事態体制には、戒厳、動員及び戦争があったが⁽¹⁴⁾、この改正で、戒厳という言葉が緊急事態という言葉に置き換えたのである。これに関して、全国人民代表大会の公式ウェブサイトに掲載されている「憲法改正案は緊急事態対応制度についてどのように規定しているか」⁽¹⁵⁾では、

次のように説明している。

緊急事態とは、「突然発生する現実の危機又は発生するおそれのある危機で、比較的広い範囲又は比較的長時間にわたって公民の生命及び健康、財産の安全を脅かし、国の機関の正常な権力の行使に影響を与え、特殊な応急措置をとらなければ正常な秩序を回復できない特殊な状態」で、緊急事態に至る要因には、重大な自然災害、重大な人為的事故、突発的な公衆衛生事件、社会動乱、テロ事件等がある。戒厳は、戒厳法⁽¹⁶⁾において「国家の統一及び安全又は社会・公共の安全に重大な危害をもたらす動乱、暴乱又は重大な騒乱が発生し、非常措置をとらなければ、社会秩序を維持し、人民の生命及び財産の安全を保護することができない緊急事態時」に、国が決定する非常措置と規定されている。緊急事態と戒厳ではその適用範囲が異なるが、従来、憲法には戒厳の規定はあったが、緊急事態に関する規定は置かれていなかった。しかし、洪水防止法、伝染病防止及び処理法等現行の各法律において、実際には様々な緊急事態の下にとられる様々な緊急措置を規定している。これらは国民の権利及び自由に対して制限を加えるもので、憲法等及び法律に依拠しなければならない。諸外国の多くは憲法に緊急事態に関する規定を置いており、今回の改正はこうした方法に倣い、法的な整備を図ったものである。

すなわち、戒厳法は主として動乱、暴乱及び騒乱に適用されるものであり、「重大な自然災害等の際に引き起こされる緊急事態下において、国家機関がいかに職権を行使するかは明確な憲

(13) 土屋英雄「中国の憲法改正—2004年改正の過程、内容、意義—」『レファレンス』644号, 2004.9, p.76.

〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200409_644/064404.pdf〉

(14) 于安「制定《突发事件应对法》的理论框架」『法学杂志』2006年4期, 2006.7, p.28.

(15) 「宪法修正案对紧急状态制度是怎样规定的？」中国人大网, 2004.4.7.

〈<http://www.npc.gov.cn/npc/oldarchives/zht/zgrdw/common/zw.jsp?label=wxzlk&id=329946&pdmc=1504.htm>〉

(16) 「中华人民共和国戒严法」1996年3月1日公布、同日施行。戒厳の実施の手続、とられる措置等を具体的に定めたもの。本文は、國務院法制办公室のサイトに掲載。

〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199603/19960300267780.shtml>〉

法的規定が欠けて」⁽¹⁷⁾いたため、より広い概念の緊急事態の規定を置くこととしたのである。

こうして憲法に緊急事態の規定が置かれた後に、緊急事態法の制定が予定されていた⁽¹⁸⁾。

2 緊急事態法から突発事件対応法へ

SARS 終息以前の 2003 年 5 月に、国務院法制弁公室に緊急事態法起草グループが設置され、清華大学、中国人民大学及び上海市行政法制研究所に対し、同法の研究と建議案の起草が委託された⁽¹⁹⁾。その後、アメリカ、ロシア、ドイツ、イタリア、日本等外国の関連法制の研究、国際セミナーの開催、国務院関係各部門、最高人民法院、中央軍事委員会法制局、各省級人民政府等への意見聴取を経て草案が作成され、2005 年 3 月に、国務院第 83 回常務会議でその審議を行った。法制弁公室は、その結果を草案の改正に反映させ、全人代法律委員会、全人代常務委員会法制業務委員会に報告したが、その際に法律の題名は突発事件対応法（以下「対応法」という。）と変更された。さらに、地方人民政府、国務院の関係部門、専門家の意見を聴取して作成された法案は、2006 年 5 月 31 日に

国務院第 138 回常務会議を通過し、第 10 期全人代常務委員会第 22 回会議に提出されて、2006 年 6 月 24 日に法案説明の後に審議が開始された⁽²⁰⁾。

緊急事態法から対応法への起草方針の変更は、題名だけでなく法律の性格の変更でもあった。清華大学での緊急事態法専門家建議案の起草責任者であった于安は、対応法は「緊急事態を考慮したものではなくなった⁽²¹⁾」と述べ、国務院法制弁公室は、対応法は通常の意味での非常事態法ではないが、平時の法律でもなく、その間に位置するものと説明している⁽²²⁾。于安は、また、緊急事態法から突発事件対応法への起草方針の変更の理由⁽²³⁾を、緊急事態は社会の非常に極端な危機的な状態であって、中国がこうした事態に陥るおそれは極めて少なく、現在必要に迫られているのは、頻発する突発事件への対応であるため、突発事件対応法の制定を優先した結果であると述べている⁽²⁴⁾。

これに関して、国務院法制弁公室は、緊急事態法の起草過程において、法律の範囲に関して次の 3 種の意見があったと説明している⁽²⁵⁾。1 つ目の意見は、厳格な意味での緊急事態法を作

(17) 前掲注(13)

(18) 同上

(19) 立法手続としては、国務院各部・各委員会が一から草案を作成し、国務院法制弁公室がチェックし、全人大常務委員会に提出、審議という従来の手順のほかに、当該法分野の専門家チームないしは学会に草案の作成を依頼し、それをたたき台として全人代常務委員会法制工作委員会が法案を作成し、審議に付すという方法がある。宇田川幸則「第 1 章中国」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009、p.22 を参照。清華大学公共管理学院が作成した「中華人民共和国緊急事態法専門家建議稿（初稿）」については、前掲注(13)、pp.76-78 を参照。

(20) 「关于《中华人民共和国突发事件应对法（草案）》的说明」中国人大网、2007.6.24.

〈<http://www.npc.gov.cn/npc/oldarchives/zht/zgrdw/common/zw.jsp@label=wxzlk&id=374665&pdmc=1535.htm>〉

(21) 前掲注(14)。于安は、対応法は緊急事態法制とは異なり、憲法の秩序を維持しつつ、通常の行政管理を一時停止するものであると説明している。

(22) 汪永清主编『中华人民共和国突发事件应对法解读』中国法制出版社、2007、p.9.

(23) このほか、緊急事態法の制定は、単純に戦争や内乱等に備えるもののように誤解されかねないため、緊急事態法の制定は急がずに立法の準備を進めることとしたという指摘もある。王旭坤「我国现行应急立法体系和预案制度评析」『中国减灾』2008 年 10 期、2008.10、p.27.

(24) 「从《紧急状态法》到《突发事件应对法》」中国网、2007.8.27.

〈http://www.china.com.cn/news/txt/2007-08/27/content_8752908.htm〉

(25) 前掲注(22)、pp.192-193.

るべきであり、緊急事態の範囲、決定機関及びその権限、宣言機関及びその権限、緊急事態下でとることのできる特別な措置についてのみ定めるべきであるとするものである。2つ目の意見は、2004年の憲法改正により緊急事態対応制度を確立したその主要な目的は、突発事件に有効に対処することであり、この法律は、緊急事態対応制度とともに、突発事件の予防、対応の準備、監視観測及び早期警報、事後の復興及び再建等の問題についても規定すべきであるというものである。3つ目の意見は、突発事件の予防、対応の準備、監視観測及び早期警報、事後の復興及び再建等についての規定を重視するが、緊急事態への対応についても触れ憲法との連携をとるというものである。そして、検討の結果、3つ目の意見を採用することとなったとしている。

緊急事態法制よりも突発事件への対応の法制化を優先させなければならない理由として、国务院法制弁公室は、行政機関の突発事件への対応に問題があり、改善のために法律を制定し対処する必要があることを述べている。その問題とは次のようなものである。①突発事件への対応責任が明確でなく、統一的で、調整された、素早い対応体制が形成されていない。②一部の行政機関においては、突発事件への対応能力が不十分で、危機意識が低く、法に基づく応急対応措置が不十分である。③突発事件の予防及び対応の準備、監視観測及び早期警戒、応急処置及び救援等の制度、システムが完全でなく、有効な予防策がとられておらず、突発事件の社会的危害を適時に制御できていない。④社会の広範な参加と対応のシステムが完全でなく、大衆の自助及び救助の能力が弱く、危機意識を高め

る必要がある。そして、この数年、国务院及び地方各級人民政府は自然災害、事故災難、公衆衛生事件及び社会の安全に関する事件の応急対策計画を制定し、基本的な突発事件への対応体制とシステムは構築されているが、突発事件への対応能力を高め、事件の影響を軽減するために、各種突発事件に対応する行為を規範化する法律を制定することが必要である、と対応法の制定の必要性を説明している。²⁶⁾

その後、対応法は2007年6月の第10期全人代常務委員会第28回会議で第2回の審議が行われ、同年8月30日の同委員会第29回会議で採択され、同日の公布を経て、同年11月1日に施行された。

II 突発事件対応法の概要

対応法は、全7章70か条から成る。その構成は次のとおりである。

- 第1章 総則
- 第2章 予防及び応急対応の準備
- 第3章 監視観測及び早期警戒
- 第4章 応急処置及び救援
- 第5章 事後の復興及び再建
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

次に、対応法について、総則、応急対策計画、緊急事態に関する規定を中心にその概要を紹介する²⁷⁾。

総則（第1章 第1条～第16条）

・ 制定の目的

突発事件の発生を予防し及び減少させること、突発事件がもたらす社会への重大な危害

²⁶⁾ 前掲注²⁰⁾

²⁷⁾ 対応法の解釈については、李飞主编『中华人民共和国突发事件应对法释义』中华人民共和国法律释义丛书，法律出版社，2007；汪前掲書等を参照した。なお、中华人民共和国法律释义丛书は全人代常務委員会法制業務委員会が編集する叢書で、李飞は、同委員会の副主任（当時）である。汪永清は、国务院法制弁公室副主任（当時）である。

の制御、軽減及び除去、突発事件への対応活動の規範化、人民の生命及び財産の安全の確保、国の安全、公共の安全、環境の安全及び社会の秩序を守ることを目的とする。(第1条)

・法の適用範囲

対応法の適用範囲は、突発事件の予防及び応急対応の準備、観測監視及び早期警戒、応急処置及び救援並びに事後の復興及び再建等の活動である(第2条)。

・突発事件の種類と等級区分

突発事件とは、突然発生し、社会への重大な危害をもたらす、又はもたらすおそれがあり、応急処置をとって対応する必要がある自然災害、事故災害、公衆衛生事件及び社会の安全に関する事件をいう。社会への危害の程度、影響範囲等の要因により、自然災害、事故災害、公衆衛生事件は、特に重大、重大、比較的的重大及び普通の4等級に分けられる。(第3条)

・応急対応の原則

国は、統一領導、総合調整、分類管理、分級責任及び属地管理を主とする应急管理体制をとる(第4条)。

統一領導とは、中央にあっては国務院が、地方にあっては地方各級人民政府が当該行政区の各突発事件の応急対応活動の主体となり統一的に活動を指揮することである。

総合調整とは、突発事件への対応活動には、各級人民政府、政府の各所属部門、社会組織、企業、団体、個人等が参加するため、これらの組織等の任務、分業・協力体制等を調整して効率的な運営を図ることをいう。

分類管理とは、突発事件の特性に合わせた管理を実施することである。

分級責任とは、主として突発事件の影響範囲と等級によって、その対処に責任を有する人民政府のレベルを決定することであるが、社会の安全に関する事件とそれ以外の3種の突発事件では、異なる体制がとられる。普通の及び比較的的重大な自然災害、事故災害、公衆衛生事件に対しては、発生地の県級又は区を設置する市級人民政府が統一領導し、重大な及び特に重大な自然災害、事故災害、公衆衛生事件は発生地和省級人民政府が統一領導する。その中で全国に影響を与え、複数の省級行政地域にわたり、又は省級人民政府の処置能力を上回る事件については、国務院が統一領導を行う。社会の安全に関する事件の場合には、事件の特殊性から、原則として発生地の県級人民政府がその処置を組織するが、その能力を超える事件の場合には、上級の人民政府に支援を求めることができる。

属地管理とは、事件が発生した地域の県級以上の地方人民政府が応急処置業務に責任を負うということで、特に県級人民政府を主要な責任の主体とする。属地管理の例外規定として、法律、行政法規で、国務院の関係部門が突発事件への対応業務に責任を負うと規定されている場合には、その規定に従う(第7条第4項)と定められている。例えば、原子力発電の事故は国務院の関係部門が責任を負って対応するとされている⁽²⁸⁾。

・突発事件への対応体制

国務院は、総理の指導下に、特に重大な突発事件への対応業務を決定し、国家突発事件応急指揮機構を設立し、必要な場合には、業務グループを現地に派遣して、関係業務の指導に当たらせることができる。県級以上の地方各級人民政府は、当該級の人民政府の主要

(28) 1993年8月4日に公布、施行された「核电厂核事故应急管理条例」の第4条で「全国の原発事故の応急対応業務は国務院が指定した部門が責任を負う。」と規定されている。中国政府门户网站, 2005.8.6.
 〈http://www.gov.cn/jffg/2005-08/06/content_20995.htm〉

な責任者、関係部門の責任者、当該地に駐在する中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊の関係責任者から成る突発事件応急指揮機構を設置し、突発事件対応業務を実施する。必要に応じて、関係類別突発事件応急指揮機構を設立し、突発事件対応業務の調整、指揮を行う。(第8条)

・ 国民の権利の保障

人民政府やその部門がとる突発事件への対応措置は、突発事件による社会的危害の性質、程度及び範囲に見合うものでなければならない。多種類の措置が選択可能な場合には、公民、法人等の権利利益を最大限に保護する措置を選択しなければならない。同時に公民、法人、その他の組織は、突発事件対応業務に参加する義務を有する。(第11条)

・ 接収

人民政府やその部門は、突発事件に対応するために、機関・団体及び個人の財産を接収⁽²⁹⁾することができる。接収された財産は使用が終了し、又は突発事件応急処置業務が終了した後には、返還しなければならない。毀損若しくは滅失した場合には、補償しなければならない。(第12条)

・ 軍事組織の参加

中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、この法律、その他の関係法律、行政法規、軍事法規の規定並びに国務院及び中央軍事委員会の命令に従い、突発事件の応急救援及び処置業務に参加する。(第14条)

中国人民解放軍の現役部隊及び予備役部

隊、中国人民武装警察部隊及び民兵が中国の武装力であり(国防法⁽³⁰⁾第22条)、これらを自然災害の防止・救援業務等に参加させることを規定する法令には、防震減災法⁽³¹⁾、洪水防止法⁽³²⁾、軍隊救援・災害救助参加条例⁽³³⁾等がある。

予防及び応急対応の準備(第2章 第17条～第36条)

・ 応急対策計画

国、国務院、国務院の関係部門、地方各級人民政府及び県級以上の地方各級人民政府の関係部門それぞれが策定すべき応急対策計画についての規定(第17条)、突発事件応急対応業務の組織・指揮体系及び職責、突発事件の予防及び早期警戒システム、事後の復興及び再建の措置等応急対策計画に規定すべき内容を定める(第18条)。また、危険物を扱う機関・団体、公共交通、公共の施設の経営団体等の応急対策計画の策定(第23条、第24条)を定める。

そのほか、自然災害、事故災難及び公衆衛生事件の危険源及び危険区域の調査、リスク評価、防止(第20条)、社会の安全に関する事件の予防(第21条～第22条)の規定、物資備蓄保障制度の構築(第32条)、通信体系の構築・整備(第33条)等についても定める。

監視観測及び早期警戒(第3章 第37条～第47条)

全国統一の突発事件情報システムの構築(第

(29) 原語では徴用(征用)。戦争、自然災害等の緊急時に、国が公民や法人の財産を強制的に使用することをいう。これは使用权の移転であって、緊急事態が収束した後は、接収した財産は所有者に返却しなければならない。(中国社会科学院法学研究所法律辞典编委会编『法律辞典(简明本)』法律出版社, 2003, pp.846-847. による。)

(30) 「国防法」国務院法制办公室。〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199703/19970300267409.shtml>〉

(31) 「防震減災法」国務院法制办公室。〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200812/20081200267659.shtml>〉

(32) 「防洪法」国務院法制办公室。〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199708/19970800267789.shtml>〉

(33) 「军队参加抢险救灾条例」新华网, 2005.6.21.

〈http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2005-06/21/content_3114465.htm〉

37条)、関係情報の収集、報告(第38条、第39条)、突発事件の監視観測に係る制度やネットワークの構築(第41条)について定める。また、自然災害、事故災難、公衆衛生事件の早期警戒の等級区分を警戒レベルの高い方から順に1級、2級、3級及び4級とし、警報の公表の手續、等級に応じてとるべき措置(第42条～第45条)等を定める。

応急処置及び救援(第4章 第48条～第57条)

突発事件発生後の応急処置体制(第48条)、自然災害、事故災難、公衆衛生事件が発生した後に、対応活動を指揮する人民政府がとることのできる応急処置(第49条)を定める。この応急処置には、被害者の救助、危険区域の封鎖、避難場所の提供、救援物資の提供、生活必需品の供給、買占め、物価のつり上げ等市場秩序や社会秩序をかく乱する行為に対する処罰等が含まれる。社会の安全に関する事件の処置を行う人民政府のとり応急処置についての規定(第50条)、国民経済活動に影響を与える事件が起こった場合には、国務院及び国務院が授権した国務院の各関係部門が必要な措置をとること(第51条)、機関・団体や個人に対する、救援に必要な設備、施設、用地、物資等の接收、他の地方人民政府に対する支援提供の依頼、企業に対する生産要求等(第52条)についても定める。

事後の復興及び再建(第5章 第58条～第62条)

突発事件による損失の評価、復興計画の策定(第59条)、被害を受けた地区の人民政府は上級の人民政府に対し、復興のための支援の申請ができること(第60条)、救援業務による死傷者への補償(第61条)、突発事件の経過、原因等の調査及び改善措置の報告(第62条)等を定める。

法的責任(第6章 第63条～第68条)

地方各級人民政府等の違反行為に対する処分(第63条)、関係機関・団体の違法行為に関する処罰(第64条)、虚偽情報に関する処罰(第65条)等を定める。

附則(第7章 第69条～第70条)

第69条では、緊急事態に関する規定が次のように定められている。

特に重大な突発事件が発生し、人民の生命、財産の安全、国の安全、公共の安全、環境の安全、又は社会の秩序に対し重大な脅威となり、この法律及びその他の関係法律、法規、規則が規定する応急処置をとっても、重大な社会的危害を除去し、又は有効に制御し、若しくは軽減することができず、緊急事態に入る必要がある場合には、全国人民代表大会常務委員会又は国務院が、憲法及びその他の関係法律が規定する権限及び手續に従い、これを決定する。

緊急事態の期間にとられる非常措置は、関係法律の規定に従い執行し、又は全国人民代表大会常務委員会が別に規定する。

第69条第1項の規定は、法案では第2条第2項に置かれていた。第1章第2節でも述べたとおり、対応法は突発事件への対応を重視し、憲法の緊急事態の規定と関連させるという方針をとることとしており、法律委員会はこの規定を附則に置くとした上で、「緊急事態の期間にとられる非常措置は、関係法律の規定に従い執行し、又は全国人民代表大会常務委員会が別に規定する」という規定を加えた。同委員会は、このようにすることで、各種の突発事件が引き起こす緊急事態を処置する上で、相応の法的根拠が与えられるとしている³⁴⁾。

Ⅲ 応急対策計画

この章では突発事件応急対策計画の全体の枠組みを概説した後、自然災害に関する応急対策計画の概要、課題等について紹介する。

1 突発事件応急対策計画の体系

応急対策計画については、2003年12月に、国務院弁公庁に「突発事件応急対策計画業務グループ」が設置され、2004年1月に国務院各部門等による突発公共事件応急対策計画策定会議が開催された。2004年4月に、同庁は国務院の関係部門に対し、突発公共事件応急対策計画策定の枠組みに関する指針³⁵⁾を出し、応急対策計画の体系、記載すべき内容等を示した。2005年1月26日には、国務院第79回常務会議で国家突発公共事件総合応急対策計画が承認され、同年4月には国務院により同計画の実施に関する決定がなされた。同年5月に全国の省、自治区、直轄市の人民政府、国務院各部門等に対し、同計画実施の通知が出され、2006年1月にその全文が公布された。

同計画では、突発公共事件の概念、事件の性質による4種の分類（自然災害、事故災難、公衆衛生事件、社会の安全に関する事件）、事件

の性質、与える影響の大きさ等により1級（特別重大）、2級（重大）、3級（比較的重大）、4級（普通）の4等級に区分することと6段階の応急対策計画の体系が示された。6段階の体系とは、国家突発公共事件総合応急対策計画、国家特別事項応急対策計画、国務院各部門別応急対策計画、地方各級人民政府・部門別応急対策計画、企業・事業団体応急対策計画、特別活動応急対策計画である（表1参照）。これに基づき、国務院、地方各級人民政府、企業等により、各種事件への対応を定めた応急対策計画が体系的に策定されるようになった³⁶⁾。

2 国家自然災害救助応急対策計画

(1) 自然災害に関する応急対策計画の体系

自然災害についての国の応急対策計画には、総合的なものとしては国家自然災害救助応急対策計画³⁷⁾があり、自然災害の種類に応じた応急対策計画には国家洪水・干害防止応急対策計画³⁸⁾、国家地震応急対策計画³⁹⁾、国家突発地質災害応急対策計画⁴⁰⁾、国家気象災害応急対策計画⁴¹⁾等がある。これらに対応して地方の応急対策計画も策定されている。地震を例にとると、国家特別事項応急対策計画として、国家地震応急対策計画があり、国務

34) 「突发事件应对法草案明确：需要进入紧急状态的由全国人大常委会或国务院依法决定」中国人大网, 2007.6.25.

〈<http://www.npc.gov.cn/npc/oldarchives/zht/zgrdw/common/zw.jsp@label=wxzlk&id=367567&pdmc=1535.htm>〉

35) ①総則、②組織指揮体系及び職責、③早期警戒及び予防の仕組み、④応急対応、⑤善後措置、⑥保障措置、⑦附則、⑧付録が主な記載内容として挙げられている。「国务院有关部门和单位制定和修订突发公共事件应急预案框架指南」中央政府门户网站. 〈http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62758.htm〉

36) それ以前に「応急対策計画」が策定されていなかったわけではなく、「破壊性地震応急対策計画」等個別には策定されていたものもあった。

37) 「国家自然灾害救助应急预案（2011年10月16日修订）」中央政府门户网站, 2011.11.1.

〈http://www.gov.cn/yjgl/2011-11/01/content_1983551.htm〉

38) 「国家防汛抗旱应急预案」中央政府门户网站, 2006.1.11.

〈http://www.gov.cn/yjgl/2006-01/11/content_155475.htm〉

39) 「国家地震应急预案」中央政府门户网站, 2006.1.12. 〈http://www.gov.cn/yjgl/2006-01/12/content_156986.htm〉

40) 「国家突发地质灾害应急预案」中央政府门户网站, 2006.1.13.

〈http://www.gov.cn/yjgl/2006-01/13/content_157993.htm〉

41) 「国家气象灾害应急预案」中国气象局, 2011.11.16.

〈http://www.cma.gov.cn/2011zwxx/2011zyjgl/2011zyjya/201111/t20111116_154042.html〉

表1 突発事件応急対策計画の体系

種 類	策定の主体	内 容
国家突発公共事件総合応急対策計画	国務院	全国の応急対策計画の総則。突発事件の概念、応急対策計画の体系、活動の原則等を示す。
国家特別事項応急対策計画	国務院及びその各部門	1種類、又は2以上の種類の突発事件に対する国の応急対策計画。国家自然災害救助応急対策計画、国家地震応急対策計画、国家突発公衆衛生事件応急対策計画、国家食品安全事故応急対策計画等がある。
国務院各部門別応急対策計画	国務院各部門	国家突発公共事件総合応急対策計画、国家特別事項応急対策計画及び国務院の各部門の職責に基づき策定される応急対策計画。地震局地震応急対策計画、衛生部突発中毒事件衛生応急対策計画、交通運輸部道路交通事故突発事故応急対策計画等がある。
地方各級人民政府・部門別応急対策計画	地方各級人民政府及び各部門	省級人民政府が策定する総合応急対策計画、特別事項応急対策計画及び部門別応急対策計画のほか市・県級人民政府及び郷級人民政府の策定する応急対策計画等がある。
企業・事業団体応急対策計画	企業・機関・事業団体	大慶油田公司応急対策計画、山東電力集团公司大面積停電事件処置応急対策計画等がある。
特別活動応急対策計画	実施団体	大規模な展示会、文化・体育活動等の実施の際に、実施団体により策定される応急対策計画。北京オリンピック、上海博覧会開催に際して多くの応急対策計画が策定された。

出典：「国家突発公共事件総合応急対策計画」等を参照し、筆者作成。「国家突発公共事件预案体系」中央政府门户网站〈http://www.gov.cn/yjgl/2005-08/31/content_27872.htm〉

院部門別応急対策計画として地震局地震応急対策計画⁽⁴²⁾が策定されている。さらに地方の各省級人民政府の地震応急対策計画が策定されているが、四川省を例にとると四川省地震応急対策計画⁽⁴³⁾、四川省の市級人民政府の地震応急対策計画としては綿竹市地震応急対策計画⁽⁴⁴⁾等が策定されている。

(2) 国家自然災害救助応急対策計画

国家自然災害救助応急対策計画は、自然災害救助の組織・指揮体系、早期警報・予報、災害情報の伝達、救助資金・物資等の準備、1級～4級の各等級の対応を中央政府が発動させる条件及び各対応体制、被災者生活支援、

復興再建等についての体制、運用を定めている。同計画は2006年1月10日に公布され、その後2011年10月16日に改定され⁽⁴⁵⁾、同年11月1日に公布されたが、この改定により1級～4級の各等級の発動条件が具体的に示されるようになった。1級～4級の発動条件及び対応組織の体系を、表2に示す。なお、国務院には自然災害救助業務の調整機構として国家減災委員会⁽⁴⁶⁾が置かれており、同委員会が全国の自然災害救助業務の指導に当たる。国務院副総理が委員会の主任（委員長）を、民政部長が副主任（副委員長）を、民政部副部長が委員会の秘書長を務めている。同委員会には専門家委員会が設置され、国の減災・

(42) 「中国地震局地震应急预案」中国地震局, 2006.7.14. 〈http://www.cea.gov.cn/manage/html/8a8587881632fa5c0116674a018300cf/_history/08_06/30/1214801089484.html〉
 (43) 「四川省地震应急预案」四川新闻, 2011.12.9. 〈<http://scnews.newssc.org/system/2011/12/09/013391990.shtml>〉
 (44) 「绵竹市地震应急预案」绵竹市人民政府网, 2011.3.16. 〈<http://www.mz.gov.cn/yjgl/ShowArticle.asp?ArticleID=13850>〉
 (45) 改定の経緯等の説明は「国家减灾办有关负责人解读新修订的《国家自然灾害救助应急预案》」を参照。民政部门户网站, 2011.11.1. 〈<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201111/20111100191151.shtml>〉

表2 国家自然災害救助応急対策計画における各級対応の発動条件、対応手順及び災害救助体制

級	発動条件 (注1)	発動手順	中央政府の災害救助体制
1級	① 200人以上(注2) ② 100万人以上 ③ 20万室以上 ④ 農牧業人口の30%以上又は400万人以上	災害発生後に、国家減災委員会弁公室が分析評価を行い、国家減災委員会に1級発動を提案、同委員会によって決定する。	国家減災委員会が統一的に救助を指導する。国家減災委員会が同委員会のメンバーの所属部門、同委員会専門家委員会、被災省と協議し、重大事項の決定を行う。同委員会の指導層は関係部門を率いて被災地で救助業務を指導する。地方の申請及び災害状況の認定に基づき、財政部及び民政部は、中央自然災害生活補助資金を支給し、民政部は生活救助物資を放出する等各部門が関連業務を行う。
2級	① 100～200人 ② 80万～100万人 ③ 15万～20万室 ④ 農牧業人口の25%以上又は300万人以上	災害発生後に、国家減災委員会弁公室が分析評価を行い、国家減災委員会に2級発動を提案、同委員会副委員長(民政部長)によって決定する。	国家減災委員会副委員長が救助の調整を行い、同委員会のメンバーの所属部門、同委員会専門家委員会及び被災省と協議し、被災地区に対する救助支援措置を検討、実施する。同副委員長又は民政部が、関係部門から成る國務院災害救助業務グループを率いて被災地で被災者の慰問、被災状況の調査、救助業務の指導を行う。地方の申請及び災害状況の認定に基づき、財政部及び民政部は、中央自然災害生活補助資金を支給し、民政部は生活救助物資を放出する等各部門が関連業務を行う。
3級	① 50～100人 ② 30万～80万人 ③ 10万～15万室 ④ 農牧業人口の20%以上又は200万人以上	災害発生後に、国家減災委員会弁公室が分析評価を行い、同委員会に3級発動を提案、同委員会秘書長によって決定する。	国家減災委員会秘書長が救助の調整を行う。同委員会弁公室は関係部門及び被災省と協議し、被災地への救助支援措置を決定、実施する。民政部が、関係部門が参加する共同業務グループを被災地に派遣し、被災者の慰問、被害の調査、地方の災害救助業務を指導する。地方の申請及び災害状況の認定に基づき、財政部及び民政部は、中央自然災害生活補助資金を支給し、民政部は生活救助物資を放出する等各部門が関連業務を行う。
4級	① 30～50人 ② 10万～30万人 ③ 1万～10万室 ④ 農牧業人口の15%以上又は100万人以上	災害発生後に、国家減災委員会弁公室が分析評価を行い、国家減災委員会に4級発動を提案、同弁公室常務副主任によって決定する。	国家減災委員会弁公室が救助の調整を行う。同委員会弁公室が関連部門と協議し、被災地の状況に基づき、救助支援措置を決定、実施する。同弁公室は業務グループを被災地に派遣し、被災者の慰問、被害調査、地方の災害救助業務を指導する。地方の申請及び災害状況の認定に基づき、財政部及び民政部は、中央自然災害生活補助資金を支給し、民政部は生活救助物資を放出する等各部門が関連業務を行う。

注1：各級の対応を発動する基準値。1つの省(自治区、直轄市)の行政区域内での①死亡者数、②緊急避難者又は要生活緊急救助者数、③倒壊・重大な損壊を受けた家屋の室数、④干害による食糧・水不足等のため政府救助を要する人数のいずれかが該当した場合に対応が発動される。なお、③に関して、民政部の定める自然災害統計の被災した建物に関する統計には、倒壊した建物の部屋数、損壊した建物の部屋数、倒壊した住宅の部屋数及び戸数の項目がある。「民政部关于印发《自然灾害情况统计制度》的通知」民政部救灾司2008.5.7. <<http://jzs.mca.gov.cn/article/zqxx/zewj/200805/20080500014115.shtml>>

注2：以上及び以下は、原文のままである。

出典：「国家自然災害救助应急预案(2011年10月16日改定)」「民政部灾害救助工作规定」等を基に筆者作成。

災害救助業務の政策の決定、重要な計画の策定に当たって、諮問や提案を行い、災害被害の評価、災害救助等に関しても意見を提出する。現在38人の委員と若干名の専門家で構成され、応急対応、リスク管理等の6つの専門グループに分かれている。

自然災害救助は災害が発生した地区の人民

政府が対応するのが原則であるが、地方人民政府の対応能力を超えるような災害が起きた場合には、中央政府(主管部門は民政部)が対応することになる。4級の基準が中央政府が対応する場合の基準で、それより下は、原則として各地方人民政府の対応となる。しかし、同計画では、その他の発動条件として「国

し、同計画では、その他の発動条件として「国

(46) 国家減災委員会は、國務院の議事調整機構(國務院の複数の行政機構にまたがる重要な業務の組織調整を任務とする機構)の1つである。国家減災委員会の概要については、下記の国家減災ネットに掲載されている。<<http://www.jianzai.gov.cn/2c92018234b241340134b2466b2e0011/index.html>>

務院の定めるその他の事項」があり、また救助能力が特に弱い地区等特殊な状況においては、国家自然災害救助緊急対応を発動する基準を調整することができることとされており、地方の事情に応じた対応をとることが可能である。

また、省級、地区級、県級、郷級等の地方各級人民政府もそれぞれ自然災害応急対策計画、各地域の災害特性に合わせた個別の自然災害の救助応急対策計画を策定している。

(3) 応急対策計画の課題

2008年の南方の雪害、四川大地震の深刻な被害を受けて、応急対策計画についての問題点や課題が指摘されている。

雪害に関して言えば、南方では、洪水、地質災害、森林火災、干害等の自然災害が主であって、これらの応急対策計画は策定されてきたが、ほとんどの地方で、雪害の応急対策計画は制定されておらず、また国の関連応急対策計画も策定されていなかったため、災害への効率的な対応が行われなかったとし、自然災害に関してどのような種類の応急対策計画を策定することが必要かという調査等が欠如していたために起こった災害である⁽⁴⁷⁾との指摘がある。また、雪害から電力、交通、通信等に影響が及び二次災害、三次災害が引き起こされ、地方各級人民政府や関係部門は、鉄道事故、大規模停電等に関する応急対策計画を発動したものの、連携がとれておらず、これらを調整し総合的に機能させることが必

要であるということも指摘されている⁽⁴⁸⁾。

地震の応急対策計画に関しても、次のような問題点が指摘されている。各級人民政府、企業、組織等の各応急対策計画が発動されたものの、職務が重複し、指揮管理、全体的な協力の点で問題があったこと、地震以外の他の応急対策計画との関連性が考えられていなかったこと等南方の雪害対応と共通する問題のほか、具体的な措置について定められていない応急対策計画の存在、また応急対策計画の策定に当たって、上級政府の計画をそのまま引き写したものが多く、実際の有効性に欠けていること等である⁽⁴⁹⁾。

民政部は2008年12月9日に、これらの災害の重大性にかんがみ、自然災害救助応急対策計画の体系構築を強化することに関する意見⁽⁵⁰⁾を出した。同意見では、地方各級人民政府の民政部門に対し、全国には自然災害救助応急対策計画を策定していない市、県があること、すでに策定されている応急対策計画に問題があることを指摘し、2009年3月末までに、すべての市及び県が応急対策計画を策定し、同時に省、市、県の既存の応急対策計画の改定作業を実施すること、郷級人民政府、社区（地域共同体）委員会のレベルにおいても2009年中に応急対策計画を策定するようにとの指導を行った。改定作業に当たっては、すべての種類の自然災害をカバーすること、記載すべき項目、災害の各等級の具体的な発動条件を設定すること、発動条件や対応措置は同級の他の応急対策計画及び上級・下級政

(47) 莫纪宏「突发事件对应法与政府在应急管理中的法律责任」莫纪宏主编『宪法与紧急状态—《中华人民共和国紧急状态法》立法论证报告』法律出版社, 2010, pp.65-66.

(48) 林鸿潮「2008年南方大雪灾检验下的我国公共应急“一案三制”」莫纪宏主编『宪法与紧急状态—《中华人民共和国紧急状态法》立法论证报告』法律出版社, 2010, p.165.

(49) 张勤・高亦飞「我国地震预案的编制和完善—对汶川地震事件地震应急预案运行的思考」『防灾科技学院学报』11卷3号, 2009.9, pp.77-79.

(50) 「民政部关于加强自然灾害救助应急预案体系建设的指导意见」民政部 2008.12.17. <<http://www.mca.gov.cn/article/zwfgk/fvfg/jzjj/200812/20081200024624.shtml>>

府の災害救助応急対策と連携させること等7つの項目を注意事項として挙げている。こうして、自然災害救助応急対策計画の策定及び改定が進められ、2011年には、全国の省級、地区級人民政府の100%、県級人民政府の99%、郷級人民政府の90%、社区委員会の55%が応急対策計画を完成させている⁵¹⁾と報告されている。

しかし、依然として応急対応の具体的な発動条件が設定されていない計画がある等、課題は残されているようである。

おわりに

緊急事態法に代えて対応法が制定された経過はすでに見たとおりであるが、2008年の四川大地震等を経て、対応法の適用に関する問題点⁵²⁾が指摘されているほか、緊急事態法をめぐる議論が再び活発になった。例えば、中国社会科学院法学研究所の莫紀宏は、四川大地震の対応について、対応法、防震減災法等の関連法律の存在が救援活動の実施を保障する上で重要な役割を果たしていたとしながら、同時に、対応法の限界について次のように述べている⁵³⁾。被災地の地方各級人民政府、その職員が被った被害は甚大で、これらの地方人民政府が対応法、防震減災法等の規定に従い応急活動を行うこと自体が困難となり、実際には、國務院に抗震救災指揮部が設置され、党及び国の指導者が被災地で

指揮をとり、中国人民解放軍、武警部隊が、災害救助活動任務を担い、地震応急活動が実施された。もちろん、被災地の人民政府も重要な役割を果たしたとはいえ、広い地域にわたり、大きな被害を受けた人民政府が応急対応活動、復興再建業務を担うことは、困難であった。また震災後の災害救助、復興、再建等の過程で、被災地の政府機構を立て直し、日常の法律秩序を回復させることは、対応法等に与えられた範囲を超えるものであり、こうした事態に対処するために緊急事態法を制定することが必要であると述べている。それ以外にも、災害救助法、災害補償法、災害復興・再建法等を制定する必要性についても述べている。

また、前述の于安は、対応法は四川大地震のような規模の災害を想定したものではなく、本来ならば、緊急事態法が発動されるべきケースであったとし、今後、緊急事態の法制化は、総合的な緊急事態法を制定する、又は現行の各関係法にそれぞれ緊急事態に関する規定を入れることを提案している。⁵⁴⁾

自然災害への対応体制は我が国にとっても重要な課題である。今後、中国で予想を超える災害等に備えて、緊急事態法制が整備されて行くのか、また、応急対策計画が実際に有効に機能するようどのように整備されて行くのか、注視したい。

(みやお えみ)

51) 前掲注(45)

52) 例えば、四川省の広安市人民政府等が電力供給を確保するために、発電用の石炭を市外に運送することを禁じ、価格に制限を設けたことについて、一部の企業から異議が出された。この問題をめぐり、社会科学院法学研究所は対応法の実施に関する問題と題するシンポジウムを2009年7月3日に開催した。「法学专家达成共识：政府有权依法处置突发事件」人民网，2009.7.14. <<http://society.people.com.cn/GB/86800/9648919.html>> また、第11期全人代常務委員会立法計画に突発法の改正も組み入れられている。「十一届全国人大常委会立法规划」中国人大网，2008.10.29 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2008-10/29/content_1455985.htm>

53) 前掲注(47), pp.87-92.

54) 秦平「大地震能否催生中国的紧急状态法」『法制日报』2008.5.27.

中華人民共和國突發事件対応法

中華人民共和國突發事件対応法

(2007年8月30日第10期全國人民代表大會常務委員會第29回會議採択)

中華人民共和國主席令 第69号 2007年8月30日公布)

海外立法情報調査室 宮尾 恵美訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 予防及び応急対応の準備
- 第3章 監視観測及び早期警戒
- 第4章 応急処置及び救援
- 第5章 事後の復興及び再建
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

り対応する必要がある自然災害、事故災害、公衆衛生事件及び社会の安全に関する事件をいう。

社会への危害の程度、影響範囲等の要因により、自然災害、事故災難及び公衆衛生事件は、特に重大[な事件]、重大[な事件]、比較的重大[な事件]及び普通[の事件]の4等級に分けられる。法律、行政法規又は國務院に別の規定がある場合には、その規定に従う。

突發事件の等級区分の基準は、國務院又は國務院が決定した部門が定める。

第1章 総則

第1条 突發事件の発生を予防し、及び減少させ、突發事件がもたらす重大な社会的危害を制御し、軽減し及び除去し、突發事件への対応活動を規範化し、人民の生命及び財産の安全を確保し、並びに国の安全、公共の安全、環境の安全及び社会の秩序を守るため、この法律⁽¹⁾を制定する。

第2条 突發事件の予防及び応急対応の準備、監視観測及び早期警戒、応急処置及び救援、並びに事後の復興及び再建等の対応活動については、この法律を適用する。

第3条 この法律において突發事件とは、突然発生し、重大な社会的危害をもたらす、又はもたらすおそれがあり、及び応急処置をと

第4条 国は、統一領導、総合調整、分類管理、分級責任及び属地管理を主とする应急管理体制を構築する。⁽²⁾

第5条 突發事件対応業務は、予防を主とし、及び予防と応急対応とを結合するという原則を実行する。国は重大な突發事件のリスク評価体系を構築し、発生するおそれのある突發事件に対し総合的な評価を行い、重大な突發事件の発生を減少させ、及び重大な突發事件の影響を最大限に軽減する。

第6条 国は、有効な社会動員のシステムを構築し、国民全体の公共の安全及び危険防止の意識を高め、並びに社会全体の危険回避及び救助の能力を向上させる。

(1) 翻訳は、國務院法制弁公室のサイトに掲載されている中華人民共和國突發事件対応法 による。(<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200708/20070800267432.shtml>> インターネット情報は、2012年1月10日現在である。また、翻訳文中の注はすべて訳者による注であり、[] 内は訳者による補訳である。

(2) 統一領導等の用語については、本稿解説の第2章を参照。

第7条 県級人民政府は、当該行政区域内での突発事件への対応業務に責任を有する。2以上の行政区域にわたる場合には、関係行政区域の共通する1級上の人民政府が責任を負い、又は各関係行政区域の1級上の人民政府が共同で責任を負う。

突発事件の発生後、発生地 of 県級人民政府は、直ちに事態の進行を制御する措置をとり、応急救援及び処置業務を組織・実施し、かつ、直ちに1級上の人民政府に報告しなければならない。必要に応じ、級を越えて報告することができる。

突発事件の発生地 of 県級人民政府が突発事件による重大な社会的危害を除去し又は有効に制御することができない場合には、遅滞なく上級の人民政府に報告しなければならない。上級の人民政府は、遅滞なく措置をとり、応急処置業務を統一領導しなければならない。

法律及び行政法規により、国务院の関係部門が突発事件への対応業務に責任を負うと規定されている場合には、その規定による。地方人民政府は、積極的に協力し、かつ、必要な支援を提供しなければならない。

第8条 国务院は、総理の領導の下に、特に重大な突発事件への対応業務を検討し、決定し、及び手配をする。[国务院は、] 実際の必要性に基づき、国家突発事件応急指揮機構を設立し、突発事件の対応業務を責任を持って行う。国务院は、必要に応じて、業務グループを派遣し、関係業務の指導に当たらせることができる。

県級以上の地方各級人民政府は、当該級の人民政府の主要な責任者、関係部門の責任者、

当該地に駐在する中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊の関係責任者から成る突発事件応急指揮機構を設置し、当該級の人民政府の関係部門及び下級の人民政府を統一領導し及び調整して、突発事件対応業務を実施する。実際の必要性に基づき、関係する類別突発事件応急指揮機構を設立し、突発事件への対応業務を組織し、調整し及び指揮する。

上級の人民政府の主管部門は、各自の職責の範囲内において、下級の人民政府及びその対応する部門を指導し、又はこれと協力して、関係突発事件対応業務を遂行する。

第9条 国务院及び県級以上の地方各級人民政府は、突発事件対応業務の行政領導機関であり、その事務機構及び具体的な職責は、国务院が定める。

第10条 関係人民政府及びその部門が行う突発事件への対応の決定及び命令は、遅滞なく公布しなければならない。

第11条 関係人民政府及びその部門がとる突発事件への対応措置は、突発事件がもたらすおそれのある社会的危害の性質、程度及び範囲に見合うものでなければならない。多種類の措置が選択可能な場合には、公民及び法人その他の組織の権利利益を最大限に保護する措置を選択しなければならない。

公民及び法人その他の組織は、突発事件対応業務に参加する義務を有する。

第12条 関係人民政府及びその部門は、突発事件に対応するために、機関・団体⁽³⁾及び個人の財産を接収⁽⁴⁾することができる。接収さ

(3) 原文では単位。単位とは、従来は政府機関、団体又はそれに属する各部門を指したが、現在では広く、会社、事業体、法人などの組織も指す。本稿では、単位に機関・団体の訳語を使用する。

(4) 接収については、本稿解説の注(29)を参照。

れた財産は、使用が終了し、又は突発事件応急処置業務が終了した後に、遅滞なく返還しなければならない。財産が接収され、又は接収後に毀損若しくは滅失した場合には、補償しなければならない。

第13条 突発事件対応措置をとったために、訴訟、行政不服審査及び仲裁活動が正常に行えない場合には、関連する時効の停止及び手続の停止に関する規定を適用し、ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第14条 中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、この法律、その他の関係法律、行政法規及び軍事法規の規定並びに国務院及び中央軍事委員会の命令に従い、突発事件の応急救援及び処置業務に参加する。

第15条 中華人民共和国政府は、突発事件の予防、監視観測及び早期警戒、応急処置及び救援、事後の復興及び再建等の面において、外国の政府及び関係国際組織と協力及び交流を実施する。

第16条 県級以上の人民政府が行う突発事件への対応の決定及び命令は、当該級の人民代表大会常務委員会に届け出て、記録にとどめなければならない。突発事件の応急処置業務の終了後には、当該級の人民代表大会常務委員会に対し特別業務報告をしなければならない。

第2章 予防及び応急対応の準備

第17条 国は、突発事件応急対策計画の体系を構築し及び整備する。

国務院は、国家突発事件総合応急対策計画

を策定し、及び国家突発事件特別事項応急対策計画の策定を企画する。国務院の関係部門は、各自の職責及び国務院の関係応急対策計画に基づき、国家突発事件部門別応急対策計画を策定する。

地方各級の人民政府及び県級以上の地方各級人民政府の関係部門は、法律、法規、規則、上級人民政府及びその各関係部門の応急対策計画並びに当該地域の実際の状況に基づき、相応する突発事件応急対策計画を策定する。

応急対策計画の策定機関は、実際の必要性及び情勢の変化に基づき、応急対策計画を適宜改定しなければならない。応急対策計画の策定及び改定の手続は、国務院が定める。

第18条 応急対策計画は、この法律その他の関係法律及び法規の規定に基づき、突発事件の性質、特徴及びそのもたらすおそれのある社会的危害に照準を合わせ、突発事件应急管理業務の組織・指揮体系及び職責、突発事件の予防及び早期警戒システム、処置手続、応急保障措置、事後の復興及び再建の措置等の内容を具体的に規定しなければならない。

第19条 都市及び農村計画は、突発事件を予防し及び処置する必要に適合させ、突発事件への対応に必要な設備及び基幹施設の建設を統一的に計画し及び準備し、並びに緊急避難場所を合理的に確定しなければならない。

第20条 県級人民政府は、当該行政区域内の、自然災害、事故災難及び公衆衛生事件を誘発するおそれのある危険源及び危険区域に対し調査、登録及びリスク評価を行い、定期的に検査及び監視・制御を行い、かつ、関係機関・団体に対し安全防御措置をとるよう命じなければならない。

省級及び区を設置する市級人民政府は、当

該行政区域内の特に重大な突発事件又は重大な突発事件を誘発するおそれのある危険源及び危険区域に対し、調査、登録及びリスク評価を行い、検査及び監視・制御の実施を図り、かつ、関係機関・団体に対し、安全防御措置をとるよう命じなければならない。

県級以上の地方各級人民政府がこの法律の規定に基づき登録した危険源及び危険区域は、国の規定に従い、遅滞なく社会に公布しなければならない。

第21条 県級人民政府及びその関係部門、郷級人民政府、街道弁事処⁽⁵⁾、居民委員会及び村民委員会は、社会の安全に関する事件を誘発するおそれのある矛盾・紛争を遅滞なく調停し及び処理しなければならない。

第22条 すべての機関・団体は、安全管理制度を構築し及び整備し、当該機関・団体の各安全防御措置の実施状況を定期的に検査し、並びに遅滞なく事故の潜在的な危険を取り除かなければならない。[すべての機関・団体は、]当該機関・団体に存在する、社会の安全に関する事件を誘発するおそれのある問題を把握して遅滞なく処理し、並びに矛盾の激化及び事態の拡大を防止しなければならない。[すべての機関・団体は、]当該機関・団体で発生するおそれのある突発事件及びそれに対する安全防御措置の採用状況について、規定により、所在地の人民政府又は人民政府の関係部門に遅滞なく報告しなければならない。

第23条 鉱山、建築施工の機関・団体並びに燃えやすく爆発しやすい物品、危険な化学品、放射性物品等の危険物を生産し、扱い、貯蔵・運輸し及び使用する機関・団体は、具体

的な応急対策計画を策定し、かつ、生産経営施設、危険物を有する建築物・構築物及び周辺環境に対し、潜在的な危険の調査を徹底的に行い、遅滞なく潜在的な危険を取り除く措置をとり、並びに突発事件の発生を防止しなければならない。

第24条 公共交通機関又は公共施設その他の、人が密集する施設を経営する機関・団体又は管理する機関・団体は、具体的な応急対策計画を策定し、交通手段及び関係する場所に警報装置、必要な応急救援設備及び施設を配備し、その使用方法を明記し、かつ、安全に退避できる道路及び道順を明示し、非常通路及び非常出口に障害がないことを保証しなければならない。

関係機関・団体は警報装置、応急救援設備及び施設を定期的に検査し及び整備し、もってこれらを良好な状態に維持し、及び正常な使用を確保しなければならない。

第25条 県級以上の人民政府は、突発事件応急管理訓練制度を構築し及び整備し、並びに人民政府及び関係部門の突発事件処置に責任を有する職員に対し、定期的に訓練を実施しなければならない。

第26条 県級以上の人民政府は、応急対応用資源を調整し、総合的な応急救援隊を設置し、又は確定しなければならない。人民政府の関係部門は、実際の必要性に基づき、専門の応急救援隊を設立することができる。

県級以上の人民政府及びその関係部門は、成人志願者から構成される応急救援隊を設立することができる。機関・団体は当該機関・団体の従業員から成る専任又は兼任の応急救

(5) 地方行政の階層で県級に当たる県級市や市管轄区が所管の地区をいくつかの区域に分け（街道）、それぞれの街道に設置した出先機関で、最末端の行政機関。

援隊を設立しなければならない。

県級以上の人民政府は、専門の応急救援隊と非専門の応急救援隊との協力を強化し、共同訓練及び共同演習を実施し、統合し又は協同して応急対応を行う能力を高めなければならない。

第 27 条 国務院の関係部門、県級以上の地方各級人民政府及びその関係部門並びに関係機関・団体は、専門の応急救援人員を人身事故傷害保険に付し、必要な防護装備及び機材を配備し、応急救援人員の人身の危険を減少させなければならない。

第 28 条 中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、応急救援の専門訓練を計画的に組織し及び実施しなければならない。

第 29 条 県級人民政府及びその関係部門、郷級人民政府並びに街道弁事処は、応急知識の宣伝普及活動及び必要な応急演習を組織し及び実施しなければならない。

居民委員会、村民委員会及び企業・事業団体は所在地の人民政府の要求に基づき、各自の実際の状況にかんがみ、突発事件に関する応急知識の宣伝普及活動及び必要な応急演習を実施しなければならない。

報道機関は、突発事件の予防及び応急対応並びに自助及び互助の知識に関する公益の宣伝を無償で実施しなければならない。

第 30 条 各級各種の学校は、応急知識教育を授業の内容に加え、学生に対し、応急知識教育を実施し、学生の安全意識及び自助互助の能力を育成しなければならない。

教育主管部門は、学校が実施する応急知識教育に対し指導及び監督をしなければならない。

第 31 条 国務院及び県級以上の地方各級人民政府は、財政措置をとり、突発事件対応業務に必要な経費を保障しなければならない。

第 32 条 国は、応急物資備蓄保障制度を構築し及び整備し、並びに重要な応急物資の監督管理、生産、備蓄、調達及び緊急配送の体制を完全なものとする。

区を設置する市級以上の人民政府及び突発事件が発生しやすい地区、又は多発する地区の県級人民政府は、応急救援物資、生活必需品及び応急処置装備の備蓄制度を構築しなければならない。

県級以上の地方各級人民政府は、当該地区の実際の状況に基づき、関係企業と契約を結び、応急救援物資、生活必需品及び応急処置装備の生産及び供給を保障しなければならない。

第 33 条 国は、応急通信の保障体系を構築し及び整備し、公衆通信網を完全なものにし、有線と無線とを、及び基礎電信網と臨時通信システムとを組み合わせた応急通信システムを構築して、突発事件対応業務の通信が支障なく行えるよう確保する。

第 34 条 国は、公民及び法人その他の組織が人民政府の突発事件対応業務のために、物資、資金、技術支援及び寄付を提供することを奨励する。

第 35 条 国は、保険事業を発展させ、国の財政が支援する巨大災害保険制度を構築し、かつ、機関・団体及び公民が保険に加入することを奨励する。

第 36 条 国は、相応の条件を備える教育・科学研究機構が応急管理の専門の人材を育成することを奨励し及び扶助し、並びに教育・科

学研究機構及び関係企業が突発事件の予防、監視観測、早期警戒、応急処置及び救援に用いる新たな技術、設備及び手段を研究開発することを奨励し及び扶助する。

第3章 監視観測及び早期警戒

第37条 国務院は、全国統一の突発事件情報システムを構築する。

県級以上の地方各級人民政府は、当該地域の統一的な突発事件情報システムを構築し又は確定し、突発事件に関係する情報を収集し、蓄積保存し、分析及び伝送し、かつ、[当該システムと]上級の人民政府及びその関係部門、下級の人民政府及びその関係部門、専門機構並びに監視観測点⁽⁶⁾の突発事件情報システムとの連携を実現し、部門間及び地域間の情報交換及び情報協力を強化しなければならない。

第38条 県級以上の人民政府及びその関係部門並びに専門機構は、多様な手段により突発事件の情報を収集しなければならない。

県級人民政府は、居民委員会、村民委員会及び関係機関・団体に、専任又は兼任の情報報告員を置く制度を構築する。

突発事件の情報を得た公民又は法人その他の組織は、直ちに所在地の人民政府、関係主管部門又は指定された専門機構に報告しなければならない。

第39条 地方各級人民政府は、国の関係規定に基づき、上級の人民政府に突発事件の情報を送付しなければならない。県級以上の人民政府の関係主管部門は、当該級の人民政府の関係部門に突発事件の情報を通報しなければ

ならない。専門機構、監視観測点及び情報報告員は、遅滞なく所在地の人民政府及びその関係主管部門に突発事件の情報を報告しなければならない。

関係機関・団体及び人員による突発事件の情報の送付及び報告は、適時に、客観的に及び的確に伝えなければならない。遅報、誤報、虚偽報告又は報告漏れがあってはならない。

第40条 県級以上の地方各級人民政府は、遅滞なく突発事件の潜在的な危険及び警戒情報を収集し及び分析し、必要に応じて、関係部門、専門技術員及び専門家・学者を組織し、協議を行い、突発事件の発生する可能性及びそれがもたらすおそれがある影響について評価を実施しなければならない。重大な突発事件又は特別に重大な突発事件が発生するおそれがあると考えられる場合には、[県級以上の地方各級人民政府は、]直ちに上級の人民政府に報告し、かつ、上級の人民政府の関係部門、当該地の駐留軍及び危害を受けるおそれのある隣接する又は関係する地域の人民政府に通報しなければならない。

第41条 国は、突発事件の監視観測制度を構築し及び整備する。

県級以上の人民政府及びその関係部門は、自然災害、事故災難及び公衆衛生事件の種類及び特徴に基づき、基礎情報データベースを構築し及び整備し、監視観測ネットワークを完全なものとし、監視観測地域の区分をし、監視観測点を確定し、監視観測項目を明確にし、必要な設備及び施設を提供し、並びに専任又は兼任の人員を配置して発生のおそれのある突発事件に対し監視観測を実施しなければならない。

(6) 気象台・ステーション、疾病予防機関、企業の安全管理部門等、各種の生データを採集する組織をいう。

第42条 国は、突発事件の早期警戒制度を構築し及び整備する。

早期警戒が可能な自然災害、事故災難及び公衆衛生事件の早期警戒の等級は、突発事件の緊急度、進行の情勢及びもたらされ得る危害の程度により1級、2級、3級及び4級に分け、それぞれ赤色、橙色、黄色及び青色で示し、1級を最高の等級とする。

早期警戒の等級区分の基準は、國務院又は國務院が決定する部門が定める。

第43条 早期警戒が可能な自然災害、事故災難又は公衆衛生事件が発生しつつあり、又は発生のおそれが増大している時には、県級以上の地方各級人民政府は、関係法律、行政法規並びに國務院により定められた権限及び手続に基づき、相応の等級の警報を公表し、関係地区が早期警戒期に入ることを決定しかつ宣言し、同時に1級上の人民政府に報告し、必要に応じて、級を越えて上級の政府に報告することができ、かつ、当該地の駐留軍及び危害を受けるおそれのある隣接する地区又は関係地区の人民政府に通報しなければならない。

第44条 3級又は4級の警報を公布し、早期警戒期に入ったことを宣言した後は、県級以上の地方各級人民政府は、まもなく発生しようとする突発事件の特徴及びもたらされるおそれのある危害に基づき、次の措置をとらなければならない。

- (1) 応急対策計画の発動
- (2) 関係部門、専門機構、監視観測点及び特定の職責を有する者に対し、関係情報を遅滞なく収集し及び報告するよう命じ、社会に対し突発事件の情報を反映するルートを公表し、突発事件の発生・進行状況の監視観測、予報及び早期警戒業務を強化すること。
- (3) 関係部門及び機構、専門技術員並びに関

係する専門家・学者を組織し、突発事件の情報を随時に分析評価し、並びに突発事件の発生するおそれの大小、影響範囲、強度及び発生するおそれのある突発事件の等級を予測すること。

- (4) 定時に、公衆と関係する突発事件の予測情報及び分析評価の結果を社会に公表し、かつ、関係情報の報道を管理すること。
- (5) 関係規定に基づき、遅滞なく、突発事件の危害を受けるおそれがあるという警告を社会に対し公表し、危害を回避し及び軽減する常識を宣伝し、並びに情報提供電話を公表すること。

第45条 1級又は2級の警報を公表し、早期警戒期に入ったことを宣言した後は、県級以上の地方各級人民政府は、この法律第44条に定める措置をとる以外に、発生しつつある突発事件の特徴及びもたらされるおそれのある危害に対し、次に掲げる1又は2以上の措置をとらなければならない。

- (1) 応急救援隊及び特定の職責を有する人員を待機させ、かつ、後方支援要員を動員して、応急救援及び処置業務に参加する準備を遂行するよう命ずること。
- (2) 応急救援に必要な物資、設備及び器具を調達し、応急施設及び避難場所を準備し、かつ、それを良好な状態に保ち、随時正常に使用できるようにすること。
- (3) 重点的な機関・団体、重要な場所及び重要な基幹施設に対する安全保護を強化し、及び社会の治安秩序を守ること。
- (4) 必要な措置をとり、交通、通信、給水、排水、電気供給、ガス供給、熱供給等の公共施設の安全かつ正常な運営を確保すること。
- (5) 遅滞なく、社会に対し、特定の措置をとり危害を回避し又は軽減することに関する提案及び勧告を公表すること。

- (6) 突発事件の危害を受けた人を移動させ、分散させ又は退避させ、かつ、適切に住まわせ、重要な財産を適切に移動すること。
- (7) 突発事件の危害を受けやすい場所を閉鎖し又は使用を制限し、及び危害を拡大しやすい公共の場所の活動を抑制し又は制限すること。
- (8) 法律、法規及び規則が規定するその他の必要な防衛的及び保護的措置

第 46 条 発生しつつあり又は既に発生した社会の安全に関する事件については、県級以上の地方各級人民政府及びその関係主管部門は、規定に従い、1 級上の人民政府及びその関係主管部門に報告しなければならず、必要に応じて、級を越えて報告することができる。

第 47 条 突発事件の警報を公表する人民政府は、事態の進行に応じて、関係規定に従い、適時に早期警戒の等級を調整し、かつ、改めて公布しなければならない。

突発事件が発生するおそれがないこと又はその危険が既に解消したことを証明する事実がある場合には、警報を公表した人民政府は、直ちに警報の解除を宣言し、早期警戒期を終了し、かつ、すでにとられた関係措置を解除しなければならない。

第 4 章 応急処置及び救援

第 48 条 突発事件が発生した後は、統一領導の職責を履行し、又は突発事件の処置を組織する人民政府⁽⁷⁾は、その性質、特徴及び危害の程度に基づき、直ちに関係部門を組織し、

応急救援隊及び社会組織を動員し、この章の規定並びに関係法律、法規及び規則の規定に基づき、応急処置をとらなければならない。

第 49 条 自然災害、事故災難又は公衆衛生事件が発生した後に、統一領導の職責を履行する人民政府は、次に掲げる 1 又は 2 以上の応急処置をとることができる。

- (1) 被害者を救援し及び応急手当を施し、脅威を受けた人を分散させ、退避させ、かつ、住居を確保し、並びにその他の救助措置をとること。
- (2) 迅速に危険源を制御し、危険区域を標示し、危険な場所を封鎖し、警戒区域を画定し、及び交通管制その他の規制措置を実行すること。
- (3) 直ちに、破損した交通、通信、給水、排水、電気供給、熱供給等の公共施設を改修し、危害を受けた人に避難場所及び生活必需品を提供し、医療救護、衛生防疫その他の保障措置を実施すること。
- (4) 関係設備及び施設の使用を禁止し又は制限し、関係する場所を閉鎖し又は使用を制限し、人の密集する活動又は危害を拡大するおそれのある生産経営活動を中止し、及びその他の保護措置をとること。
- (5) 当該級の人民政府が設けた財政予備費及び備蓄した応急救援物資の使用を開始し、必要に応じて、その他の急を要する物資、設備、施設及び器具を調達し使用すること。
- (6) 公民を組織して応急救援及び処置業務に参加させ、並びに特定の専門技術を有する人に対し奉仕を要求すること。
- (7) 食品、飲用水、燃料等の基本的な生活必

(7) 突発事件の処置を組織する人民政府とは、社会の安全に関する事件を処置する場合に主体となる人民政府をいい、統一領導の職責を執行する人民政府とは、社会の安全に関する事件以外の 3 種の突発事件の処置に関して指揮を行う人民政府をいう。以下、第 52 条、第 53 条等においても同様である。

需品の供給を保障すること。

- (8) 法令の定めるところにより、買占め及び売惜しみ、物価のつり上げ並びに偽物の製造及び販売等市場の秩序をかく乱する行為を厳しく罰し、市場価格を安定させ、並びに市場秩序を維持すること。
- (9) 法令の定めるところにより、財物の略奪、応急処置業務の妨害及び破壊等の社会秩序をかく乱する行為を厳しく罰し、並びに社会治安を維持すること。
- (10) 二次的及び三次的に派生する事件を防止するために必要な措置をとること。

第50条 社会の安全に関する事件が発生した後に、処置業務を組織する人民政府は、直ちに関係部門を組織しなければならないが、かつ、公安機関は、事件の性質及び特徴に照準を合わせ、関係法律、行政法規及び国が定めるその他の関係規定に基づき、次に掲げる1又は2以上の応急処置をとる。

- (1) 武器を使用して敵対し、又は暴力行為をもって衝突に加わった当事者を強制隔離し、現場の紛争を適切に解決し、事態の進行を抑制すること。
- (2) 特定の区域内の建築物、交通機関、設備及び施設並びに燃料、ガス、電力及び水の供給に対し制御を行うこと。
- (3) 関係する場所及び道路を封鎖し、現地にいる人の身分証を調査・確認し、関係する公共の場所での活動を制限すること。
- (4) 攻撃を受けやすい重要な機関及び団体の警護を強化し、並びに国家機関、軍事機関、国家通信社、ラジオ局、テレビ局、外国の駐華大使館・領事館等の機関・団体の周辺に臨時の警戒線を設置すること。
- (5) 法律、行政法規及び国务院が定めるその他の必要な措置
社会の治安及び秩序に重大な危害を及ぼす

事件が発生した場合には、公安機関は直ちに法令の定めるところにより警察を出動させ、現地の状況に応じて、法令の定めるところにより相応の強制的措置をとり、可能な限り速やかに社会秩序を正常に回復しなければならない。

第51条 突発事件が発生し、国民経済の正常な活動に影響を与えた場合には、国务院又は国务院が授権した関係主管部門は、保障、制限等の必要な応急措置をとることができ、これにより人民大衆の基本的な生活の必要を保障し、最大限に突発事件の影響を軽減する。

第52条 統一領導の職責を履行し又は突発事件の処置を組織する人民政府は、必要に応じて、機関・団体及び個人に対し、応急救援に必要な設備、施設、用地、交通手段及びその他の物資を接収し、その他の地方人民政府に対し人力、物資、財力又は技術支援を提供するよう依頼し、生活必需品及び応急救援物資を生産し及び供給する企業に対し、生産を組織し、供給を保証するよう要求し、並びに医療、交通等公共サービスを提供する組織に対し、相応のサービスを提供するよう要求することができる。

統一領導の職責を履行し又は突発事件の処置を組織する人民政府は、運輸経営機関・団体と調整を図り、突発事件の処置に必要な物資、設備及び器具並びに応急救援員及び突発事件の危害を受けた人を優先的に運送しなければならない。

第53条 統一領導の職責を履行し、又は突発事件の処置を組織する人民政府は、関係規定に基づき、統一的に、正確に及び遅滞なく、突発事件の事態の進行及び応急処置業務に関する情報を公表しなければならない。

第54条 いかなる機関・団体及び個人も、突発事件の事態の進行又は応急処置業務に関する虚偽の情報を捏造し、及び広めてはならない。

第55条 突発事件発生地の居民委員会及び村民委員会その他の組織は、当該地の人民政府の決定及び命令に従い、動員の広報を行い、大衆を組織して自助互助を進め、並びに社会秩序の維持に協力しなければならない。

第56条 自然災害の危害を受け、又は事故災難若しくは公衆衛生事件が発生した機関・団体は、直ちに当該機関・団体の応急救援隊及び職員を組織し、被害者を救援し、脅威にさらされた人を分散させ、退避させ、及び住まわせ、危険源を制御し、危険区域を明示し、危険な場所を封鎖し、かつ、危害の拡大を防止するその他の必要な措置をとり、同時に所在地の県級人民政府に報告を行わなければならない。当該機関・団体の問題に起因し又は当該機関・団体の人員が主体となった社会安全に関する事件については、関係機関・団体は、規定に従い状況を上級機関に報告し、かつ、迅速に責任者を現場に派遣し、仲裁及び適切な指導を実施しなければならない。

突発事件発生地のその他の機関・団体は、人民政府が公布する決定及び命令に従い、人民政府がとった応急処置に協力して当該機関・団体の応急救援業務を遂行し、かつ、積極的に人員を組織し所在地の応急救援及び処置業務に参加させなければならない。

第57条 突発事件発生地の公民は、人民政府、居民委員会、村民委員会又は所属機関・団体の指揮及び手配に従い、人民政府がとった応急処置に協力し、応急救援業務に積極的に参加し、及び社会秩序の維持に協力しなければならない。

第5章 事後の復興及び再建

第58条 突発事件の脅威及び危害が制御され又は除かれた後には、統一領導の職責を履行し又は突発事件の処置を行った人民政府は、この法律の規定に従い、採用した応急処置の執行を停止し、同時に必要な措置をとり又は引き続き実施し、自然災害、事故災難、又は公衆衛生事件の二次的及び三次的な派生事件の発生又は新たな社会の安全に関する事件の誘発を防止しなければならない。

第59条 突発事件の応急処置業務が終了した後には、統一領導の職責を履行した人民政府は、直ちに突発事件がもたらした損失について評価の実施を図り、影響を受けた地区を組織して、生産、生活、仕事及び社会秩序を速やかに回復させ、復興再建計画を策定し、かつ、1級上の人民政府に報告しなければならない。

突発事件の影響を受けた地区の人民政府は、遅滞なく、公安、交通、鉄道、民用航空、郵便電信、建設等の関係部門を組織し及び調整して、社会の治安及び秩序を回復させ、損壊した交通、通信、給水、排水、電気供給、ガス供給、熱供給等の公共施設を復旧しなければならない。

第60条 突発事件の影響を受けた地区の人民政府が復興再建業務を実施するために1級上の人民政府の支援を必要とする場合には、1級上の人民政府に対し〔支援を〕申請することができる。1級上の人民政府は、影響を受けた地区が被った損失及び実際の状況に基づき、資金、物資支援及び技術指導を提供し、並びにその他の地区を組織し、資金、物資及び人的支援を提供しなければならない。

第 61 条 国務院は、突発事件の影響を受けた地区が被った損失の状況に基づき、当該地区の関係業種の発展を支える優遇政策を制定する。

突発事件の影響を受けた地区の人民政府は、当該地区の被った損失の状況に基づき、救助、補償、慰問、救済、住居の提供等の善後処置業務計画を策定し及び準備実施し、並びに突発事件の処理により引き起こされた矛盾及び紛争を適切に解決しなければならない。

公民は、応急救援業務に参加し、又は社会秩序の維持に協力した期間中、その所属する機関・団体から今までと同じ賃金の待遇及び福利を受ける。行動が優れ、又は著しい功績をあげた者に対しては、県級以上の人民政府は、これを表彰し、又はこれに褒章を与える。

県級以上の人民政府は、応急救援業務の中で死傷した人に対し、法令の定めるところにより、救済を与える。

第 62 条 統一領導の職責を履行した人民政府は、遅滞なく、突発事件の発生の経過及び原因を調査して明らかにし、突発事件の応急処置業務の経験及び教訓を総括し、改善措置を定め、かつ、1 級上の人民政府に報告しなければならない。

第 6 章 法的責任

第 63 条 地方各級人民政府及び県級以上の各級人民政府の関係部門がこの法律の規定に違反し、法定の職責を履行しない場合には、その上級の行政機関又は監察機関は、是正を命ずる。次に掲げる状況の 1 つに該当する場合には、状況に応じて、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し、法令の定

めるところにより処分を行う。

- (1) 規定に反し予防措置をとらなかったことにより、突発事件の発生を招き、又は必要な防御措置をとらなかったために、二次的及び三次的な事件が発生するに至ったこと。
- (2) 突発事件に関係する情報の報告の遅れ、虚偽報告、過小報告若しくは報告漏れ、又は虚偽の情報の通報、送付、若しくは公布により重大な結果を招いたこと。
- (3) 規定に反し、突発事件の警報を適時に行わず、又は早期警戒期の措置をとらなかったために、損害の発生を招いたこと。
- (4) 規定に反し突発事件の処置を適時にとらなかったために、又は処置が不適切なために重大な結果を招いたこと。
- (5) 上級の人民政府の突発事件応急処置業務に対する統一領導、指揮又は調整に従わなかったこと。
- (6) 遅滞なく、生産自救⁽⁸⁾、復興再建等の事後の対応業務を実施しなかったこと。
- (7) 応急救援資金若しくは物資を保留し、流用し、不法に分配し、又は形を変えて不法に分配をしたこと。
- (8) 接收した機関・団体若しくは個人の財産を遅滞なく返却せず、又は財産を接收された機関・団体若しくは個人に対し規定どおりの補償をしなかったこと。

第 64 条 関係機関・団体が次に掲げる状況の 1 つに該当する場合には、所在地で統一領導の職責を履行する人民政府は、生産又は営業の停止を命じ、許可証又は営業許可証を一時差し押え又は取り消し、かつ、5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。治安管理違反行為を構成する場合には、公安機関が法令の定め

(8) 工業、農業等自らの労働による自己救助、自力更生。

るところにより処罰する。

- (1) 規定に反し予防措置をとらなかったために、重大な突発事件の発生を招いたこと。
- (2) すでに発現している、突発事件を起こすおそれのある潜在的な危険を遅滞なく除去しなかったために、重大な突発事件の発生を招いたこと。
- (3) 応急設備及び施設の日常的な維持及び検査業務を行わなかったために、重大な突発事件の発生又は突発事件の危害の拡大を招いたこと。
- (4) 突発事件の発生後に、応急救援業務を遅滞なく実施しなかったために、重大な結果をもたらしたこと。

前項に規定する行為について、他の法律及び行政法規で人民政府の関係部門が法令の定めるところにより処罰を決定することを定めている場合には、その規定に従う。

第 65 条 この法律の規定に違反し、突発事件の事態の進行又は応急処置業務に関する虚偽の情報を捏造し及び広め、又は突発事件の事態の進行又は応急処置業務に関する虚偽の情報と知りながらそれを広めた場合には、是正を命じ及び警告を与える。重大な結果をもたらした場合には、法令の定めるところにより業務活動を一時停止させ、又はその営業許可証を取り消す。直接責任を負う者が国の公務員である場合には、法令の定めるところにより処分を行う。治安管理違反行為を構成する場合には、公安機関が、法令の定めるところにより処罰する。

第 66 条 機関・団体又は個人がこの法律に違反し、所在地の人民政府及びその関係部門が

公表する決定及び命令に従わず、又はそれが法令の定めるところによりとった措置に協力せず、治安管理違反行為を構成する場合には、公安機関が、法令の定めるところにより処罰する。

第 67 条 機関・団体又は個人がこの法律の規定に違反し、突発事件の発生又は危害の拡大を招き、他人の身体及び財産に損害をもたらした場合には、法令の定めるところにより民事責任を負わなければならない。

第 68 条 この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法令の定めるところにより刑事責任を追及する。

第 7 章 附則

第 69 条 特に重大な突発事件が発生し、人民の生命、財産の安全、国の安全、公共の安全、環境の安全、又は社会の秩序に対し重大な脅威となり、この法律及びその他の関係法律、法規、規則が規定する応急処置をとっても、重大な社会的危害を取り除き、又は有効に制御し、若しくは軽減することができず、緊急事態に入る必要がある場合には、全国人民代表大会常務委員会又は国务院が、憲法及びその他の関係法律が規定する権限及び手続に従い、これを決定する。

緊急事態の期間にとられる非常措置は、関係法律の規定に従い執行し、又は全国人民代表大会常務委員会が別に規定する。

第 70 条 この法律は、2007 年 11 月 1 日から施行する。

(みやお えみ)